

利益相反自己申告が必要となる金額（年間）

① 役員・顧問職	100万円以上
② 株式	利益100万円以上/全株式の5%以上
③ 特許権使用料	100万円以上
④ 講演料等	50万円以上
⑤ 原稿料等	50万円以上
⑥ 研究費 申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で 実際に割り当てられた年間総額	100万円以上
⑦ 奨学寄附金 申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で 実際に割り当てられた年間総額	100万円以上
⑧ 寄附講座への所属 申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で 実際に割り当てられた年間総額	100万円以上
⑨ その他の報酬	5万円以上

COI開示

発表者：鈴木一郎、京都次郎、大阪三郎、◎福岡史郎（◎代者）

演題発表内容に関連し、
発表者（ら）に開示すべきCOI関係にあ
る企業などはありません。

COI開示

発表者：鈴木一郎、京都次郎、大阪三郎、◎福岡史郎（◎代者）

演題発表内容に関連し、
筆頭および共同発表者が開示すべきCOI関係にある企業として

発表者全員、過去3年を一括して

講演料：A製薬、B製薬

原稿料：C製薬

奨学寄附金：B製薬、D製薬

COI開示

発表者：鈴木一郎、京都次郎、大阪三郎、福岡史郎（◎代者）

	鈴木一郎	京都次郎	大阪三郎	福岡史郎
①顧問料：				
②株保有・利益：				
③特許利用料：				
④講演料：	A製薬		A製薬	A製薬
⑤原稿料：				C製薬
⑥受託研究・共同研究費：				
⑦奨学寄附金	B製薬、D製薬			
⑧寄附講座所属：				
⑨贈答品などの報酬：				